

大阪市告示第1048号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和6年8月19日（月）
大阪市中央体育館 第2体育場	令和6年8月20日（火）から同月23日（金）まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和6年8月2日（金）から 同月5日（月）まで	午前8時から 午後9時まで
	令和6年8月13日（火）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和6年8月14日（水）から 同月16日（金）まで	午前8時から 午後9時まで

	令和 6 年 8 月 17 日（土）から 同月 18 日（日）まで	午前 7 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 6 年 8 月 22 日（木）	午前 8 時から 午後 12 時まで
	令和 6 年 8 月 23 日（金）	午前 8 時から 翌日午前 3 時まで
	令和 6 年 8 月 24 日（土）	午前 8 時から 午後 11 時まで
	令和 6 年 8 月 25 日（日）	午前 8 時から 翌日午前 5 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）